

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画

～ 人権は未来をつくる道しるべ～

はじめに

「世界人権宣言」から今年で50年目を迎えますが、私たちの社会には、いまだに誤った知識や偏見に基づいた差別をはじめ、様々な人権問題が存在しています。

県では、本年4月、人権が尊重される明るい社会を目指した「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

一人ひとりの人権が尊重される社会をつくっていくことは、すべての県民の皆様の共通の願いであると思ひますし、それは行政の役割であると思ひます。

この行動計画は、同和問題をはじめとする様々な人権問題へのこれまでの取り組みのうえに立って、人権尊重の社会づくりを推進するための県の取り組みや、企業や県民の皆様に期待する取り組みをお示しするものです。

あわせて、県民の皆様にあまり知られていない人権尊重のための取り組みの紹介や人権が侵害されている実態などを明らかにすることで、身近に存在している差別に気づいていただくことをねらいとしており、いわば人権に関する啓発資料としての位置づけも持っています。

今後、県におきましては、市町村や関係機関、企業や地域の方々と協力して、この行動計画を積極的に推進してまいります。県民の皆様におかれましても、職場や地域、家庭において、差別のない、差別を許さない社会の実現に向けた積極的な取り組みをお願いいたします。

終わりに、本行動計画を策定するにあたりご協力いただきました関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成10年7月

高知県知事 橋本 大二郎

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
1.	策定の背景	1
(1)	国際的な潮流	1
(2)	我が国の取り組み	1
2.	策定の趣旨	2
第2章	基本理念	2
第3章	行動計画	3
1.	身近な課題への対応	3
(1)	同和問題	3
(2)	女性	7
(3)	子ども	10
(4)	高齢者	12
(5)	障害者	15
(6)	HIV感染者等	20
(7)	外国人	22
2.	人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育	25
第4章	計画の推進	27

第1章 計画策定の趣旨

1. 策定の背景

(1) 国際的な潮流

第3回国連総会(1948(昭和23年)年12月10日)で採択された世界人権宣言の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

国連では、この世界人権宣言の実効性を高めるため、国際人権規約や人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約や子ども権利条約といった数多くの条約や宣言を採択するなど、社会の最も基本的なルールである人権を確立し、すべての人々の人権が当然のこととして守り生かされる社会を創造するための取り組みが行われてきました。

その後、1994年(平成6年)には、人権問題を総合的に調整する役割を担う「国連人権高等弁務官」が創設されたほか、同年12月の第49回国連総会において、1995(平成7年)年からの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、国連事務総長より「行動計画」が報告されました。

国連で採択されたおもな人権関係諸条約等

1965年(昭和40年)

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)

1966年(昭和41年)

国際人権規約(A規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)
B規約 市民的及び政治的権利に関する国際規約)

1979年(昭和54年)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

1989年(平成元年)

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「人権教育のための国連10年」<1995(平成7年)～2004年(平成16年)>

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築しすべての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。

この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

(2) 我が国の取り組み

我が国においては、国連で作成された国際人権規約をはじめ、人権に関する条約に加入するなど、国際社会の一員としての取り組みが進められてきました。

また、人権尊重の国際的な潮流を受けて、男女雇用機会均等法や人権擁護施策推進法など、人権に関する国内法の整備などが行われる一方、平成9年7月4日、憲法で定める基本的人権の尊重の原則や「人権教育のための国連10年」などの趣旨に基づき、我が国において人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供を積極的に行うことを目的とする「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

人権擁護施策推進法<1996年(平成8年)12月26日公布 1997年(平成9年)3月25日施行>

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。

この法律は、施行日から起算して5年以内を経過した日にその効力を失うことが定められています。

人権教育のための国連10年に関する国内行動計画

1995年(平成7年)12月15日人権教育のための国連10年推進本部設置(本部長:内閣総理大臣)

1997年(平成9年)7月4日「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を公表

<内容>

学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

2.策定の趣旨

本県においては、高知県総合計画の中に「人権」を主要な施策として位置づけ、さまざまな差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進してきました。

また、平成7年3月には、高知県議会において、人権尊重の地域社会を目指す「人権宣言に関する決議」が行われています。

しかしながら、現実の社会には、同和問題や女性の地位向上、子どものいじめの問題、高齢者や障害者の社会参加など、解決していかなければならない多くの課題が残されています。

県では、こうした現状を踏まえ、平成10年4月から「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

この条例は、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的としていますが、そのためには、県や市町村が人権に関する施策を積極的に推進することはもちろん、企業や県民がそれぞれの立場で自主的な取り組みを進めることが重要であると考え、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定することとしました。

人権宣言に関する決議<1995年(平成7年)3月15日、高知県議会>

1948年(昭和23年)12月に公布された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。

しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実に存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たに、さらなる努力を期するものである。

以上、決議する。

高知県人権尊重の社会づくり条例 <1998年(平成10年)3月30日公布、4月1日施行>

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりにおいて、県、市町村、県民(県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

第2章 基本理念

21世紀は人権の世紀と言われ、「平和」「環境」とともに21世紀のキーワードになっています。

「人権」とは、「一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利」であり、「人が個人として尊重され、安全で安定した生活を送るために欠くことのできないもの」です。

この行動計画は、さまざまな人権の中から、県民に関わりが深く、身近な人権問題である同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人などの現状と課題について、人権尊重の取り組みや人権侵害の事例も踏まえて明らかにし、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる機会を通じた人権教育・啓発を推進することにより、人権に関わりの深い職業に従事する職員はもとより、県民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、人権が尊重される社会をつくるために行動することを目指したものです。

第3章 行動計画

この章で、「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」を示していますが、ここでは「企業等」及び「県民」を以下のように定義しています。

企業等・・・農林漁業や商工業、建設業、サービス業など、県内におけるすべての事業所及びそれらの事業所で構成される関係団体

県民・・・住民登録の有無を問わず、県内に在住しているすべての人

1.身近な課題への対応

(1)同和問題

同和問題とは、人間として幸せに生きる権利や自由（住居及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由といった市民的権利・自由）を、そこに生まれたというただそれだけの理由（本人には責任のないこと）によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

明治4年に、いわゆる「解放令」が公布され、長い間続いてきた身分差別は制度のうえではなくなりました。

その後、昭和40年の国の同和対策審議会答申を受け、昭和44年に同和対策事業特別措置法が公布・施行され、ハード・ソフトにわたる同和対策事業が実施されてきました。

また、同和問題の解決に向けた取り組みは、義務教育においては教科書を無償とする法律の制定や、身元調査に悪用されていた戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正、さらには、就職差別の防止を目的とする統一応募書類の採用など、広く人権尊重の取り組みへとつながっていきました。

しかしながら、こうした取り組みにもかかわらず、今日においても、人々の差別意識は完全に解消されておらず、同和問題の早期解決に向けた積極的な取り組みが求められています。

国の同和対策審議会答申（昭和40年8月11日）

（前文）

・・・いまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。・・・その早急な解決こそ国（行政）の責務であり、同時に国民的課題である・・・

同和対策事業特別措置法（昭和44年7月10日）

第1条

・・・歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域（以下「対象地域」という。）について国及び地方公共団体が協力して行う同和対策事業の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

< 法律の変遷 >

昭和44～昭和53年度	同和対策事業特別措置法
54～56年度	同法一部改正延長
57～61年度	地域改善対策事業特別措置法
62～平成3年度	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地对財特法）
平成4～8年度	同法一部改正延長
9～13年度	同法一部改正延長

現状と課題】

これまでの同和対策事業の実施により、対象地域の生活環境の改善や農林水産業などの基盤整備などについては、地域間較差は見られるものの、相当の成果をあげています。

一方、高等学校や大学への進学率、小・中学校における長期欠席率に較差が見られることや高等学校での中退率が高いことなど、対象地域の（または対象地域出身の）児童生徒の学力・進路に関わる課題(1)や、事業所等は零細な経営規模の比率が高く、臨時や日々雇用といった不安定な就労が多い産業(就労)などの実態(2)、また、低所得者層の占める割合が依然として高く生活保護率も県平均より高率となっている生活実態(3)などの多くの課題が残されています。

1 高等学校・大学進学率における比較(%)

	高校進学率 (平成9年度)	大学進学率 (平成9年度)
全国平均	96.8	40.7
県平均	94.7	36.4
対象地域平均	88.7	25.4

平成10年4月「同和教育行政の現状」

2 就業形態別有業者数(%)

	雇用者総数			自営業総数	会社・団体 等の役員	その他
	常雇	臨時雇	日雇			
a県	51.7	10.5	8.8	18.0	1.7	9.3
b国	65.0	6.7	2.3	11.6	6.0	8.4

a平成5年度同和地区実態等把握調査
b平成4年就業構造基本調査(一般調査)

3 経済状態別世帯数の比較(%)

	生活保護世帯	住民税非課税世帯	合計
a県	11.5	30.5	42.0
b国	-	15.9	-

a平成5年度同和地区実態等把握調査
b平成4年国民生活基礎調査(一般調査)

さらには、人権侵害を受けたことがある対象地域住民がいること(4)や、差別発言や差別落書きなどの発生があとを絶たないことなど、同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないこと(5)などを原因とした差別意識が依然として残っています。

こうした状況を踏まえ、高知県同和対策審議会答申(平成8年12月10日)では、「同和行政の今後の課題は教育・啓発、産業振興(就労)であり、これまでの取り組みの成果や反省を踏まえ、同和問題は人権問題の重要な柱であるとの認識のもと、一日も早く解決するよう積極的に推進すべきである。」としています。

4 平成5年度同和地区実態把握等調査結果

5 平成8年度教育世論調査では、同和問題の研修等に一度も参加したことのない県民が、67.2%も存在しているとする結果がでています。

<人権尊重の取り組みや人権侵害>

同和問題に関する心理的差別

昭和40年の国の同和対策審議会答申では、「人々の観念や意識のうちに潜在する差別で、言語や文字や行為等によって表面に現れてくる差別を心理的差別」としています。

結婚差別

対象地域の人であること(出身であること)を理由に、交際を拒まれたり、約束した結婚を家族や周りの人の意見により一方的に破棄されたりすることがあります。

日本国憲法

第24条(第1項)

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

就職差別

採用にあたって身元調査をし、本人の能力に関係ないことで対象地域の人(出身の人)を排除した企業がありました。

今も就職差別は完全になくなったとはいえません。

採用にあたって、就職差別につながるおそれのある14項目

県教育委員会、県立高等学校、職業安定機関の三者で構成されている「高知県高等学校就職対策連絡協議会」(就対協)では、従業員の採用選考時において、差別につながるおそれがあるため、特に配慮する必要のある項目』として下記の14項目を設定するなど、企業において、差別のない公正な採用選考が実施されるための取り組みを行っています。

1. 戸籍謄(抄)本の提出
2. 社用紙の作成
3. 身元(家族)調査
4. 家族の職業、家族関係、家族の健康
5. 家族の地位、学歴、収入
6. 家族の資産
7. 住居状況(部屋数、間取り、道具類、道順)
8. 宗教
9. 支持政党
10. 生活信条
11. 尊敬する人物
12. 思想
13. 本籍、生まれ育った場所
14. 作文(生い立ち、私の家族、父を語る等生活環境に関すること)

差別発言・差別落書き

差別発言や差別落書きなどは、同和問題についての誤った知識や偏見、また、同和対策事業に対する認識不足(誤った認識)などを原因とするものが多く、不特定多数の人に差別意識を広めるものであり、許されない行為です。

差別書簡

同和問題の解決に向け取り組んでいる行政や個人に差別書簡を送付する事例もあとを絶ちません。特に、最近ではインターネット上に差別書簡が投函され、不特定多数の人たちに発信される事例が発生しています。

今後の取り組み】

県の取り組み

同和問題の解決に向けた取り組みを通して、人権尊重の意識が確立されるよう、あらゆる機会を通じた効果的な教育・啓発を実施します。

教育

我が国の歴史における支配・被支配の関係やその起源について科学的に 解明された教材を使用するなど、同和問題への正しい認識を深める教育を推進します。

a. 就学前教育

就学前教育を人権意識の確立の基盤ととらえ、保育所・幼稚園における教育や活動などを通して、人格形成のための人権教育の取り組みを推進します。

b. 学校教育

就学前、小・中・高等学校等の間の連携、学校と家庭・地域間の連携を図りながら、差別を解消し人権を確立するために行動できる力を育てる教育を推進します。

また、大学・各種学校等における人権教育の普及、充実に促進します。

c. 社会教育

生涯学習の視点に立ち、それぞれの時期、段階に応じた一貫した学習を行うことが必要であり、生涯各期に応じた学習機会の提供や地域的な課題と結びついた内容を積極的に取り上げるなど、学習者が意欲をもち、差別を解消するために行動することができる学習内容などの充実に努めます。

啓発

「部落差別をなくする運動強調旬間」や「人権週間」を中心とした取り組みを通じ、同和問題について科学的認識を深めることなど、正しい知識の普及・啓発に努めます。

a. 講演会や研修会の開催

多くの県民が気軽に参加できるイベント形式の啓発事業やワークショップ形式の研修会などを実施します。

ワークショップ

単に知識・情報を発表しあうというのではなく、参加者自身が自らの体験をもって積極的に関わる形式の研修会。

b. 広報活動

テレビやラジオ、新聞等を活用した広報を実施するとともに、県民にわかりやすく実践につなげることができる内容の啓発パンフレットなどを作成し、配布します。

「部落差別をなくする運動強調旬間」(7月10日～20日)

同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取り組みを進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

人権週間(12月4日～10日)

国連の第5回総会(1950年12月4日)で、世界人権宣言が採択された12月10日(世界人権デー)を最終日とする1週間を人権週間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

高知県では、人権週間中の行事として、広く県民の方々に参加していただける「人権啓発フェスティバル」を開催しています。

企業等に期待する取り組み

同和問題に対する正しい認識を深める取り組みを期待します。

職場における同和問題に関する自主的な研修の取り組みと充実

県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

企業間の連携による自主的な研修組織の整備

- ・人権啓発を推進するリーダー職員の養成
- ・啓発資料の作成

公正採用選考人権啓発推進員

対象地域住民をはじめ、女性、障害者、高齢者等の就職の機会均等などを確保し、雇用の促進を図るためには、差別のない正しい採用・選考システムの確立が必要であり、このため一定の規模以上の事業所に設置されており、企業内研修も実施されています。

人権(同和)問題企業連絡会

東京、大阪をはじめ11都府県では、人権問題の解決が企業における社会的責任であるとの認識のもと、企業の立場から人権問題の解決に資することを目的とした組織が作られ、積極的な研修啓発活動が行われています。

県民に期待する取り組み

同和問題に対する正しい認識を深め、その早期解決に向けて県民一人ひとりが行動していけることを期待します。

家庭や地域における自主的な学習の取り組み

県や市町村等が実施する同和問題に関する教育・啓発活動への参加と協力

(2)女性

「女子差別撤廃条約」では、女性に対する差別は「権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」と明記されています。

この条約は、伝統的な意味での男女平等（たとえば憲法などで両性間の平等をうたう等）を確認するだけにとどまらず、従来見すごされてきた固定的な女性の役割、男性の役割を変えていくこと、個人、組織、企業による女性差別の撤廃、女性差別を支える既存の法律や規則、地域社会における慣行や慣習の見直し、廃止を求めています。

これによって、これまで女性にとって抽象的なものであった人権という概念が、具体性を持つこととなりました。

国際婦人年 1975年（昭和50年）

世界会議開催「世界行動計画」採択

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

国連での採択年月日：1979年（昭和54年）12月18日

日本の批准年月日：1985年（昭和60年）6月25日

現状と課題】

本県では、平成2年8月「こうち女性プラン」を策定し、西暦2000年（平成12年）に向けて県の総合的な施策の方向を体系的に示すとともに、具体的な取り組みとして、「こうち女性プラン前半期推進計画」（平成2年～7年）をとりまとめ、各種の女性関係施策を推進してきました。

また、平成8年5月には前半期の総括を踏まえ、今後、重点的に取り組むべき課題を盛り込んだ「こうち女性プラン後半期推進計画」（平成8年～12年）をとりまとめ、具体的施策を積極的に推進しています。

この取り組みの成果として、法律や制度上の不平等は徐々に解消されてきましたが、家庭や職場、地域社会など広く社会全体において「男性は仕事、女性は家庭（と仕事）」という固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

こうした旧来の意識の解消とともに、女性の政策・方針決定の場への参画・賃金格差の是正など、実質的な男女平等の実現のために、解決しなければならない多くの課題が存在しています。

高知県の女性関係施策の推進

昭和55年 高知県婦人行動計画の策定

平成2年 こうち女性プランの策定（前半期推進計画）

平成7年 こうち農山漁村女性プランの策定

平成8年 こうち女性プラン後半期推進計画の策定

平成9年 労働政策ビジョンの策定

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「性別役割分担意識」といいます。

そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取り扱うことは、もはや公正といえないでしょう。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要です。

<人権尊重の取り組みや人権侵害>

政策・方針決定過程の場への参画
政策・方針決定過程への女性の参画状況は、国、県においても、また、審議会などの公的な機関や民間の分野においても遅れています。

審議会等における女性委員の参画状況

国（平成9.9.30現在）	17.4%
高知県(平成9.5.1現在)	18.5%
高知県内の市町村の平均(平成9.5.1現在)	15.2%

雇用の分野における男女平等
女性の様々な職場への進出が進む中、女性が主体的に職業を選択し、性別により差別されることなくその能力が十分に発揮できる社会でなければなりません。

女性に対する暴力やいやがらせ
強制わいせつ等の性犯罪や売買春はもちろんのこと、家庭内暴力やセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力やいやがらせは、女性の人権を侵害するものです。

セクシュアル・ハラスメント

「相手の意志に反した性的な言動を行い、仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことで就業環境を著しく悪化させること。」と定義されています。

仕事を理由に性的関係を迫ったり、スキンシップといって女性の身体をさわったり、下品な冗談をいうなど、性に関して女性が望まないことはセクシュアル・ハラスメントです。

メディアにおける女性の人権
テレビや新聞の広告で商品とは関係なく、ただ注意を引くことを目的とし、性描写したものについても、性を商品化し女性の人権を侵害しているもので、女性の人権を尊重した表現がメディアに望まれます。
また、公的機関の作成する広報や出版物においても、女性の人権を尊重した表現が必要です。

今後の取り組み】

県の取り組み

「こうち女性プラン」(平成2年8月策定)や、「こうち女性プラン後半期推進計画」(平成8年5月策定)に基づき、女性と男性が社会のあらゆる分野にともに参画する「ともだち(共立)社会」の実現に向けた取り組みを推進します。

教育

就学前教育、学校教育、社会教育などのあらゆる場において、両性の尊厳・平等を目指す教育を推進します。

a. 就学前教育

性別役割分担意識を助長することのないよう、男女平等教育・保育の推進を図ります。

b. 学校教育

すべての教育活動の場において、児童生徒が男女平等についての理解を深めるよう、また、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく職業観や家庭観を身に付けるための教育を推進します。

c. 社会教育

市町村の公民館などで実施される各種学級において、男女の自立や協力を目指した教育の充実や、女性の社会参加のための講座の開設、学習活動の支援を行います。

啓発

「こうち女性プラン」の趣旨を広く県民に広めるとともに、「女性問題」についての意識の高揚と女性の地位向上に向けた取り組みを推進します。

a. 講演会や研修会の開催

「女性週間」における記念講演会の開催、市町村や団体、企業などが行う研修会に、講師・助言者を派遣するなど、県民の自主的な取り組みを支援します。

b. 広報活動

あらゆる機会やマスメディアを活用し、男女の実質的な平等についての広報活動を実施するとともに、広報誌等の作成・発行など、情報・資料の提供を行います。

こうち女性プランの基本理念 (平成 2年 8月)

21世紀の扉を女性と男性がともに開くため、憲法の基本的原理である個人の尊厳と両性の平等が保障され、「女子差別撤廃条約」の理念のもとに固定的な役割分担意識が是正され、女性と男性が高知のめぐまれた自然のなかで、もてる力を思う存分に開花させ、自分らしく生きることによって輝き、社会の発展に、文化の創造とともに参加し、うるおいにみちた豊かな郷土の実現をめざします。

こうち女性プラン後半期推進計画 (平成 8 ~ 12年度)

< 重点的に取り組むべき課題 > (抜粋)

- 男女平等教育の推進
- 「女性問題」についての啓発
- 雇用における男女の実質的な平等の促進
- 家庭生活への男女共同参加の促進
- 政策・方針決定への参画促進
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- メディアにおける女性の人権の尊重

女性週間 (4月10日 ~ 16日)

わが国の女性が初めて参政権を行使した日(昭和21年4月10日)を記念して、昭和24年以来、この日に始まる1週間を「女性週間」と定め、女性の地位向上のための啓発活動を全国的に展開しています。本県では、この週間を記念して講演会を実施しています。

こうち女性総合センター (仮称) 愛称 : ソーレ

「ともだち (共立) 社会」の形成を目指し、男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設として整備を行っています。

平成11年 初春オープン予定

企業等に期待する取り組み

女性問題への正しい認識を深め、雇用における男女の実質的な平等などに向けた積極的な取り組みを期待します。

「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業制度」などへの理解と実行

セクシュアル・ハラスメント問題が発生しない職場環境づくり

企業における自主的な研修の実施

県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

県民に期待する取り組み

固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見・社会慣習などを、女性と男性がともに力を合わせて解消するための自主的な取り組みを期待します。

身近なところでの学習会や交流会開催・参加など、男女の本質的平等への自主的な取り組み

家庭生活、地域の活動における性別役割分担意識の解消など、日常生活における具体的な男女平等の実現

県や市町村等が実施する女性の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

(3)子ども

子どもは未完成な存在として考えられ、そのことが強調されることによって権利の主体として尊重されなかったり、個性等の違いによって差別されることがあります。

しかしながら、子どもは、その成長や発達段階に応じた適切な教育や援助が受けられるとともに、人格を持った一人の人間として尊重されることが必要です。

「児童の権利に関する条約」、いわゆる「子どもの権利条約」では、すべての児童は、性や出身などでいかなる差別も受けることなく自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることを規定しています。

「児童の権利に関する条約」

この条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、1989年(平成元年)の国連の総会において採択されました。

この条約の特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。

条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

現状と課題】

近年の、少子化や核家族化の進行、情報化の進展、受験競争の激化などにより、生活のゆとりの喪失や家庭・地域での子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境の変化などが、子どもたちの健やかな成長に好ましくない影響を及ぼし、非行、いじめ、児童虐待など様々な問題を生じさせています。

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは県民すべての願いです。すべての子どもの人権が尊重され、偏見や差別によって人権の侵害を受けることのない社会を築いていくためには、子どもの人権に関し様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、子どもたちが感性と活力に満ちた人間として育っていくための取り組みを積極的に推進していく必要があります。

また、子ども自身が人権を大切に、他人を差別しない人間に育っていくためには、子どもの成長や発達段階に応じた適切な教育が必要です。

「高知県エンゼルプラン」

次代を担う子ども達が健やかに生まれ育つための環境づくりは、活力ある地域社会を維持し、発達させていくための基本的な課題です。

このプランは、県民が安心して子どもを生み育てることのできる環境をつくることを目指して企業や地域社会を含め社会全体で総合的、計画的に取り組むために策定しました。

内容は、「子育ての親にやさしい環境をつくる」、「感性と活力に満ちた子どもを育てる」及び「子育てにあった地域社会をつくる」を施策の柱としています。

プランには、子どもの人権や個性を尊重した教育を推進し、感性と活力に満ちた子どもを育てるための取り組みも盛り込んでいます。

< 人権尊重の取り組みや人権侵害 >

いじめや体罰、過度の学力偏重などによって子どもの心や体を傷つけることは、子どもの人権の侵害です。

子どもの人権を大事にした学校づくり

いじめは児童生徒の人権に関わる重大な問題です。その解決のために一人ひとりの子どもの人権を大切にされた教育を学校、家庭、地域社会が一体となって推進し、いじめや差別のない子どもの人権を大事にした学校づくりが求められています。

家庭と子どもを取り巻く環境の中で、子どもの虐待などの人権侵害があります。

児童買春や児童をポルノの題材にすることなどは、子どもの人権を侵害するものです。

高知県青少年保護育成条例

青少年の健全な育成に関する理念と責任を明らかにするとともに、青少年のための社会環境の整備を図り、併せて青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、青少年の福祉の増進に寄与することを目的としています。

この条例において、何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為等を行うことは禁止されています。

【今後の取り組み】

県の取り組み

平成10年3月に策定した「高知県エンゼルプラン」等に基づき、子どもの人権や個性を尊重した教育を推進するとともに、家庭や地域の役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発を行います。

教育

就学前教育、学校教育、社会教育などが相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重に向けた取り組みを推進します。

a. 就学前教育

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、保育所・幼稚園において、生命の大切さや人を大切にする心を育てる取り組みを進めます。

b. 学校教育

開かれた学校づくりを通して家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受けとめるとともに、一人ひとりを大切にする教育の推進を通じて、子どもたちがいきいきとゆとりをもって生活できる環境を整備します。

c. 社会教育

子どもたちが様々な生活体験や自然体験を通して、お互いの人権を尊重する人間関係を築いていけるよう、青少年施設の充実や少年団体・各種サークルの育成に努めます。

また、家庭や地域、学校が相互に連携し、子どもの人権を尊重する取り組みを進めるとともに、学習機会の提供や啓発資料の配布を行うなど、自主的な学習を支援します。

啓発

すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて、子どもの人権に関する啓発活動を実施します。

a. 講演会や研修会の開催等

子どもの人権が尊重される社会づくりを推進するための講演会や研修会の開催など、県民の自主的な学習機会を設けます。

b. 広報活動

子どもの人権を尊重する機運を高めるため、「児童福祉週間」や「こどもの日」などを中心とした県民啓発を進めるとともに、子どもの人権に関する啓発資料の作成・配布を行います。

企業等に期待する取り組み

子どもが人権感覚豊かに、健やかに成長していくためには、家庭における親子の対話やふれあいが大切です。そのためには、仕事と育児の両立が必要であり、仕事と育児の両立のできる職場環境づくりを期待します。

育児・介護休業制度の実行と定着

県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

県民に期待する取り組み

子どもの成長にとって、家庭や地域の役割は非常に大切です。

このため、家庭や地域で子どもを一人の人間として認め、自主性を尊重しながら、その成長や発達段階に応じた教育を行い、親の行動や生き方を通して、共感しあえる人間関係を育てることを期待します。

少年団体や各種サークルの育成への理解と協力

県や市町村等が実施する子どもの人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

(4) 高齢者

高齢になっても自らの意思で主体的に生きたい、社会的活動に参加したいという思いは、誰もが持っています。しかしながら、個人差はありますが、多くの人は高齢になると身体の機能が低下し、また、それに伴う心理的な不安感も募り、周囲の何らかの手助け（心身のケア）が必要になってきます。

高齢者が社会の一員として、人権が尊重され、健康で生きがいをもって生活していくためには、社会の環境づくりとともに、家族をはじめとする周りの人たちが、高齢者は、長年にわたり社会の一員として活動し、貢献してきた人たちであるという意識をもち、敬意と感謝の気持ちを持って接していくことが大切です。

老人福祉法（基本理念）（昭和38年8月1日施行）

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するよう努めるものとする。

老人は、その希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。

老人保健福祉週間

国民誰もが健康で安心して生きがいを持った生活を送ることのできる豊かな長寿社会をつくるためには、国民一人ひとりが高齢者の問題を身近なこととして理解し、家庭、地域社会、職場、学校等あらゆる場面で、適切に役割を果たしていくことが必要であるとの観点から、毎年老人保健福祉週間を設定し、普及・啓発に取り組んでいます。

現状と課題】

近年わが国は、出生率の低下による少子化と平均寿命の伸びによる急速な高齢化が進行し、後期高齢者（ 1 ）や、高齢者のみの世帯、要介護高齢者（ 2 ）等が増加しています。

特に、本県の老年人口比率（ 3 ）は、平成 7 年の国勢調査によると、20.6%と、全国平均の14.5%を大きく上回り全国第 2 位となっています。また、将来推計によると、2005年（平成 17 年）には25.5%に達することが予想され、4人に一人が65歳以上の高齢者という社会が到来します。

高齢者が自立し、住み慣れた地域や家庭において健康で生きがいを持って暮らしていくためには、その能力等に応じた就労機会の確保や、在宅・施設両面における調和のとれた保健福祉サービスの充実などの環境づくりが大きな課題となっています。

また、高齢者を介護する家族にとって、肉体的、精神的、経済的な負担が大きいことや、ひとり暮らし世帯における「孤独死」の発生、高齢化の進行に伴って増加している痴呆性高齢者が経済的な被害にあったり、人権侵害を受けるケースが増加するなど、高齢者を取りまく社会には、解決しなければならない多くの課題が残されています。

このような状況のなか、2000年（平成 12 年）4月からは、高齢者の介護を社会全体で支えようとする「介護保険制度」が実施されるとともに、自らが判断や意思決定のできない方に対して、財産管理や権利擁護を行うシステムの構築に向けて検討が行われていますが、高齢化先行県である本県においても、高齢者に関するさまざまな課題の解決に向けた早急な対応が必要となっています。

1 「後期高齢者」とは、満 75 歳以上の高齢者のことをいいます。

2 「要介護高齢者」とは、寝たきり高齢者及び介護を要する痴呆性高齢者のことをいいます。

3 「老年人口比率」とは、総人口に占める 65 歳以上人口の割合をいいます。

< 将来の高齢化率予測 > (%)

	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
高知県の平均	23.6	25.5	27.3
全国平均	17.2	19.6	22.0

「都道府県の将来推計人口」(平成9年5月推計
:国立社会保障・人口問題研究所)

< 人権尊重の取り組みや人権侵害 >

社会的活動への取り組み

働くことへの理解や配慮

高齢者の就労に対する動機は様々です。また、身体の機能も個々の人によって大きく違ってきますが、高齢者が長年培った経験や技能を生かせる雇用に配慮したシルバー人材センターなどの活動があります。

今後においても、なお一層の幅広い雇用の場の確保などが求められています。

高齢者のボランティア活動

高齢になっても、社会の一員であるという思いは誰もがもっています。

ホリデイデイサービスなどでは、「シルバー介護士」によるボランティア活動が行われています。

シルバー介護士制度

地域の実情に詳しく同じ世代の仲間として生活や気持ち、健康状態などを理解できる元気な高齢者に、介護の基礎知識や技術を学んでもらい、地域での活動に活かしてもらおうとする制度です。研修課程をすべて終了した方には、知事から「シルバー介護士」の認定証が交付されます。養成講座は、「ふくし交流プラザ」などで実施されています。

ふくし交流プラザ

高齢者と障害者の福祉を推進する拠点として設置された施設で、介護の知識や福祉用具の普及啓発、福祉マンパワーの養成、研修、障害者スポーツの振興など幅広い事業が行われています。

生きがい活動の支援

高齢者の生きがい活動を支援する取り組みとして、ふくし交流プラザにおいて「高齢者パソコン教室」や「さわやかスポーツ教室」、「オールドパワー文化展」等が開催されています。

また、高齢になっても生涯学び続けたいという意欲を持った多くの高齢者のために、市町村などにおいて「老人大学」等が開催されています。

高齢者に対して行うボランティア活動

施設などでのボランティア活動だけでなくちょっとした買い物の手伝いや、話し相手になること、安否確認なども、高齢者にとっては大きな喜びになっています。

また、施設訪問などの一過性の取り組みだけでなく、行事などの際にお互いが訪ねあったり、手紙の交換などを通じた交流を行うことも、高齢者にとって大きな励みとなっています。

高齢者への暴力や虐待など

暴力や虐待など

介護を要する高齢者に、暴力をふるったり、介護のたらい回しをすることは、重大な人権侵害ですが、食事の介助や排泄物の始末に当たって、言葉や態度でいやがらせをすることなども、高齢者の人権を侵害するものです。

「寝かせきり」など

自力で排泄のできる高齢者にオムツをあてるなど、施設や家庭で介護する人の都合にあわせて、高齢者の意志を無視した介護を行うことも人権を無視したものとされます。

「幼児語」などの言葉の問題

心身機能の低下した高齢者に幼児語を用いることは、自尊心を傷つけます。

名前を呼ばず、「おじいちゃん」「おばあちゃん」ですますことも自尊心を傷つけることがあります。

財産管理や悪徳商法など

全国的な事例では、老人ホーム等において、入所者からの預り金を職員が着服するなどの犯罪や、痴呆性の疑いのある入所者から多額の現金や土地の寄付をさせていた例がありました。

家庭においても、勝手に預金を引き出すことなどは、やはり判断力が低下していることを悪用した人権侵害といえます。

また、高価な寝具や健康食品を売りつけられるなどの悪徳商法の被害にあう例が増えています。いずれも、高齢者の寂しさや健康不安などにつけ込んだ事例です。

今後の取り組み】

県の取り組み

高齢者に対する理解や高齢者問題への関心を深める取り組みを推進します。

教育

a. 就学前教育

高齢者を大切にする心や態度が幼児期から育まれるよう、交流行事などを通じた教育活動を充実します。

b. 学校教育

高齢化の進行を踏まえ、高齢者とのふれあいの機会を充実させ豊かな人間性を育む中で、世代を越えた共感や高齢者を思いやる心を育てます。

c. 社会教育

社会教育諸学級や各種団体等において、高齢社会の問題点や高齢者のおかれている社会的状況など、高齢者に対する理解を深めるための学習機会の提供や充実を図り、高齢者の持つ豊富な知識や経験を生かした世代間交流の機会を設けます。

啓発

a. 研修会などの開催

ふくし交流プラザなどで実施されている、高齢者と同じ身体的な状況の疑似体験、介護実習、「寝たきりセミナー」の開催などを活用し、高齢者や高齢者問題に対する理解を深める取り組みを行います。

b. 地域との連携

市民のネットワークや各種ボランティア活動との連携を強化します。

c. 広報活動

広報誌「あったかライフこうち」（ふくし交流プラザ発行）の作成・配布、啓発用のラジオ番組やビデオを活用し、高齢者の積極的な社会活動や介護問題などについて、県民にわかりやすい広報活動に努めます。

企業等に期待する取り組み

高齢者の人権についての認識を深める取り組みや、高齢者の社会参加などに配慮した取り組みに期待します。

高齢者の使いやすい福祉機器・用具の開発

定年延長や再雇用、多様な雇用の場の創出

高齢者が社会に参加・貢献するシルバー人材センター事業等の取り組みへの協力

県や市町村等が実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への参加と協力

県民に期待する取り組み

高齢者に対し敬愛や尊敬の念を持って接し、高齢者の持つ知識や技能、豊富な経験に学ぶ取り組みに期待します。

高齢者との交流活動への積極的な参加

高齢者の社会的活動への協力

要介護高齢者やひとり暮らし高齢者などへの支え合い、見守り

老人保健福祉週間（9月15日から21日）への取り組みをはじめ、様々な世代間交流活動などへの積極的な参加

家庭や地域における高齢者の経験等に学ぶ自主的な取り組み

県や市町村などが実施する高齢者の人権に関する教育・啓発活動への積極的な参加と協力

(5)障害者

人は誰もが、生まれながらにして、個人として尊重され、住み慣れた地域の中で幸せな生活を送る権利を持っています。しかしながら、障害者などハンディキャップのある人々は、ともしれば偏見や差別を受けやすい立場にあります。

「奇跡の人」として有名なヘレン・ケラーは、「障害は不自由であるが不幸ではない。障害者を不幸にしているのは社会である。」と言っています。県民一人ひとりが障害や障害のある人について正しく認識するとともに、障害のある人の思いを心から受け止め、社会の中でともに歩んでいこうという感性と姿勢が必要です。

【現状と課題】

障害のある人が、地域の一員として様々な活動をし、自立した生活を送ろうとすると、ハードとソフトの両面にわたる障壁（バリアー）があります。このバリアーとしては、
物理的な障壁（道路、建物、バスの段差など）
制度的な障壁（各種の資格制度、就職 任用試験などで障害のあることが欠格事由になっているケースなど）
文化 情報面での障壁（視覚 聴覚障害者の情報面での障害など）
意識上の障壁（無知と無関心による偏見と差別の障害者観、憐れみや同情の障害者観）
の4つがあります。

「障害者」とは

「先天性か否かにかかわらず、身体的又は精神的能力の不全のために通常の個人又は社会生活に必要なことを確保することが、自分自身では完全に又は部分的にできない人」を意味します。

平成10年3月に見直された、「高知県障害者福祉に関する新長期計画」
(平成10年度～14年度末)から抜粋

「障害者の権利宣言」(1975年12月9日、国連総会決議)抜粋

障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。...

ノーマライゼーション (Normalization)

1950年頃デンマークからはじまったもので、障害のある人を特別視するのではなく社会の中で普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人もともに生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

障害のある人の人権を確立するためには、このノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させ障害のある人の完全参加と平等を実現することが必要です。

中でも大きな問題は、意識の上の障壁、社会にある心の壁です。障害のある人やその家族が、心ない言葉や視線によって、人間としての尊厳を傷つけられることがあります。

その原因には、障害に対する無知、無関心や、障害のある人に対する憐れみや同情などがありますが、こうしたことは障害のある人にとっては耐え難いものです。

このようなバリアーを取り除き、障害のある人もない人も、地域でともに生活ができる社会の実現が必要です。また、福祉サービスの充実や社会参加の機会の拡大、障害のある人や高齢者に配慮したまちづくりなどの条件の整備とともに、社会全体が障害や障害のある人について正しく理解することが必要です。

バリアフリー (Barrier Free)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリアー）となるものを除去することです。

建物内の段差などの物理的な障壁を除去することをいう場合が多いのですが、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という、より広い意味でも用いられています。

(1)障害者へのアンケート結果 (平成 9 年度)

設問 :障害者に対する理解 (%)

	かなり進んでいる	進んだがまだ不十分	全く進んでいない	判ら ない	無 回 答
身体障害者	12.7	38.3	5.8	33.2	10.0
知的障害者	7.1	43.6	9.5	31.4	8.4

(2)県民世論調査結果 (平成 7 年度)

設問 A 精神障害者に対するイメージ (%、複数回答、項目抜粋)

変わっている	まじめな	明るい	暗い	こわい	やさしい	気を使う	敏 感	普通の人と変わらない
29.9	41.4	5.7	33.3	20.7	31.0	48.3	52.9	24.1

設問 B :社会の偏見にさらされて大変だと思いますか。(%)

そう思う	そう思わない	どちらとも言えない	無回答
69.0	8.0	21.8	1.2

< 人権尊重の取り組みや人権侵害 >

イベントなどを通じた取り組み

「大平洋スーパーチャレンジカップ (鉄人レース)」や「佐川車いすマラソン」といった、障害のある人となない人が同じステージで活動するイベントを通して、障害のある人に対する理解を深める取り組みが行われています。

ボランティア活動の進展

障害のある人々が社会参加をするには、県民の理解と協力が必要です。最近、ボランティアを希望する人々が増加する傾向にあります。このことは、障害のある人に対する理解が進みつつあることを示しています。

企業の理解と協力

企業内に知的障害者が働く作業所を設置し仕事を提供する事例があります。障害のある人にとっては、仕事が安定的に確保されることとなりますし、企業の従業員にとっては、障害のある人への理解が進むことになるなど素晴らしい取り組みです。

また、企業が障害のある人の働いている作業所などに、長期にわたって安定的に仕事を供給していることも、障害のある人に対する理解と協力の良い事例です。

施設や企業での人権侵害

知的障害者は、人権侵害に対して自ら訴えることが困難なことや、保護者にとっても施設などへの苦情を言い出しにくいということがあり、全国的には、「A 段ボール加工会社での従業員 (知的障害者) への暴行や賃金の詐欺事件」や、「B 知的障害者施設での園生への暴行・薬の大量投与の事件」など、悪質な人権侵害の事例があります。

入院患者への人権侵害

近年、病院の精神科において入院患者に対する暴行事件など、患者の人権を無視した不祥事が全国的に相次いで発生し、精神科を有する病院に対する国民の不信を招き、社会問題となっています。

職場内での人権侵害

知的障害者は金銭の管理が充分でないことを悪用して、職場内の同僚が酒食を奢らすことなどのケースがあります。

財産管理の問題

障害のある人には金銭管理が十分にできない場合があり、保護者が金銭管理をしている場合に、保護者自身の生活費に障害のある人の年金が当てられているケースがあります。

また、保護者以外の者が年金管理をしている場合に、年金が搾取されている事例もあります。

社会参加への障害

視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)は目の不自由な人にとって大切な道しるべです。「一台くらい」といった軽い気持ちで自転車などを置くことが、目の不自由な人たちの行動を妨げています。

車いすを利用している人の駐車スペースに、健常者が駐車している事例があります。「少しだけ」との思いが障害のある人の活動を妨げています。

言葉の問題

障害のある人に対して(又は障害に対して)心ない言葉を使っていませんか。何気ない気持ちで言った言葉が、障害のある人の心を傷つけていることがあります。

施設に対する理解

障害者施設の設置場所をめぐり、障害や障害のある人に対する誤った認識や偏見により住民から消極的な意見が出される場合があります。障害者施設の必要性は認めても、身近な場所への設置には消極的なことなども非常に残念な事例です。

特に精神障害者復帰施設については、設置場所の確保が難しい場合や、施設の開設が当初の予定より大幅に遅れるなどの事例があります。

今後の取り組み】

県の取り組み

「高知県障害者福祉に関する新長期計画」(平成5年12月策定、平成10年3月見直し)に基づき、社会全体が障害や障害のある人について正しく理解するよう取り組みます。

教育

a. 就学前教育

障害のある人(子ども)との交流等を通じて、家庭、地域等との連携を深めながら、障害や障害のある人(子ども)に対する理解を深める教育を推進します。

b. 学校教育

小・中学校及び高等学校において、ひとを尊重する態度、尊敬や思いやる気持ちなど豊かな人間性をはぐくむための教育を推進するとともに障害のある人とふれ合いの機会を通じて障害や障害のある人に対する理解を深めます。

c. 社会教育

障害や障害のある人に対する意識上の障壁を取り除き、差別や偏見をなくしていくために、障害者理解に関する学習機会を提供するとともに、障害のある人との交流を通して相互理解を深めるよう努めます。

「高知県障害者福祉に関する新長期計画」(平成5～14年度 教育、啓発部分を抜粋)

【基本理念と目標】

ノーマライゼーションを基本理念とし、障害者の「完全参加と平等」(障害者が社会の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、それによってもたらされる利益を平等に受けること。)を目標とする。

第1章 福祉のこころづくり

1. 啓発広報活動の推進

・障害及び障害者問題について正しい理解の促進

・啓発広報活動に対する民間への協力要請等

2. 福祉教育と交流の促進

・学校教育等における福祉教育と交流の促進

・地域における福祉教育と交流の促進

啓発

a. 講演会などの開催

「障害者の日の集い」や「障害者美術展」の開催などにより、障害や障害のある人に対する県民の正しい理解を深めます。

b. 社会参加を通じた啓発活動

「ひとにやさしいまちづくり」の推進や障害者スポーツの振興など、障害のある人が社会的活動に参加しやすい環境の整備などを通じて、障害や障害のある人に対する理解を深める取り組みを進めます。

c. 広報活動

「障害者週間」や「知的障害者福祉月間」などにおける広報活動や、テレビ・新聞等のマスメディア、さらには県、市町村の広報誌等を活用した啓発広報活動に努めます。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例 (平成 9年 4月 1日施行)

「ひとにやさしいまちづくり」について、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施設の整備など必要な施策を推進し障害のある人や高齢者をはじめ、県民だれもが安全で快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としています。

「やさしいまちづくり」についての責務

- ・ 県の責務..... 総合的な施策の実施
- ・ 市町村の責務... 地域の実情に応じた施策の実施及び県の施策への協力
- ・ 事業者の責務... 事業活動における自主的な取り組み及び県・市町村の施策への協力
- ・ 県民の責務..... 「ひとにやさしいまちづくり」への理解と取り組み及び県・市町村の施策への協力
公共的施設の整備の趣旨に沿った利用の確保 (点字ブロックの上には駐輪しない、など)

全国障害者スポーツ大会

障害者のスポーツの一層の振興を図るとともに、障害者に対する国民の理解と認識を更に深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とするものです。

平成14年には本県で開催されます。

企業等に期待する取り組み

障害や障害のある人に対する理解を深め、社会参加に配慮した取り組みを期待します。

障害のある人の雇用の促進

障害のある人が働きやすい環境の整備

障害者理解のための職場研修の実施

病院など公共的な施設などにおけるバリアフリー化への積極的な取り組み

「ひとにやさしいまちづくり」への取り組み

バリアフリー商品の開発

県や市町村等が実施する障害者の人権に関する教育、啓発活動への参加と協力

障害者雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律で定められており、国及び地方公共団体の非現業部門で2.0%、現業部門で1.9%、民間の事業所で1.6%とされ、これを超えて身体障害者を雇用する義務を負うこととされています。

平成10年7月からは、身体障害者だけでなく知的障害者も含めた「障害者雇用率」が適用されることになり、その率は、国及び地方公共団体（現業・非現業部門とも）で2.1%、民間の事業所で1.8%になります。

なお、平成9年6月1日現在で、障害者雇用状況報告書の提出のあった常用労働者数63人以上規模（法定雇用率対象事業所）の企業は、県内で314社です。

県民に期待する取り組み

障害や障害のある人に対する理解を深め、人権の尊重と社会参加に配慮した取り組みを期待します。

障害や障害のある人（子ども）に対する正しい理解のための研修会などへの参加

障害のある人との交流の場・ボランティア活動への積極的な参加

街なかでの、障害のある人への心配り（やさしさを行動に）

「ひとにやさしいまちづくり」への取り組み

家庭や地域における自主的な学習の取り組み

(6) HIV感染者等

現在の社会においては、様々な病気、特に感染症に対する正しい知識と理解が十分に普及している状況にはありません。

エイズ、結核、ハンセン病、腸管出血性大腸菌O-157などの感染症にかかった患者・感染者が、これらの感染症に対する誤った認識や偏見などにより、施設や職場など社会一般において差別を受けています。

また、これまで、感染者などからの集団での感染予防に重点を置いてきたことにより、患者個人として安心して医療を受け早期に社会復帰することや入院治療に際して十分な説明を受けることなど、患者・感染者の人権に対する配慮が必ずしも十分ではありませんでした。

今後は、様々な感染症にかかった患者・感染者が、このような差別を受けることがないように、正しい知識を普及啓発するとともに患者・感染者の権利を守るための様々な取り組みを進める必要があります。

こうした感染症のうち、近年、特に関心を集めているエイズについては、その原因はHIVといわれる非常に感染力の弱いウイルスであり、通常ではうつりにくい病気であることがわかっています。

わが国においては、昭和61年から昭和62年にかけて全国的にエイズ問題がクローズアップされ、当時は、治療方法や感染経路などが特定し難い病気であるという情報などによって、国民のエイズに対する認識が誤ったイメージとして定着しました。

その後、エイズに関する様々な情報の提供により、社会のエイズに対する理解は一定進んできましたが、いままなお誤った認識や偏見が存在しており、なお一層の啓発が必要となっています。

「エイズ(ADS)」とは、

「後天性免疫不全症候群」(Acquired Immune Deficiency Syndrome)の略称ですが、感染者や患者、HIVウイルスを総称し「エイズ」として使用されています。

また、HIV感染者とは、

HIV(ヒト免疫不全ウイルス: Human Immunodeficiency Virus)に感染している人を称しますが、エイズ患者とは、HIVに感染し、発病している人を称します。

【現状と課題】

エイズを取り巻く現状は、世界的な規模での増加傾向にあり今後日本を含むアジアでの蔓延が危惧されています。

わが国においては、様々な情報の提供にもかかわらず、HIV感染者は年々増加しており、エイズについての正しい情報の提供と啓発活動など、感染予防対策が必要となっています。

また、エイズ患者やHIV感染者に対して、差別や偏見に満ちた態度をとることやプライバシーを侵害することなどが大きな問題となっており、エイズについての正しい知識と理解を深める取り組みが必要です。

<人権尊重の取り組みや人権侵害>

本県においては、顕著な事例はありませんが、全国的にはエイズ患者及びHIV感染者に対する次のような人権侵害の事例があります。

医療現場における診療拒否、プライバシーの漏洩や無断検査

職場における解雇や無断検査

学校などにおけるいじめ、入園拒否

施設における入所拒否、入所者の退所

マスコミによるプライバシーの侵害

地域社会における排斥

【今後の取り組み】

県の取り組み

高知県エイズ対策協議会や市町村、関係機関との連携を図り、エイズについての正しい教育・啓発に努めます。

教育

a. 就学前教育

生命の大切さと人を尊重する心や態度が幼児期から育まれるよう、人権意識の基礎を培う教育・保育を推進します。

b. 学校教育

エイズに対するいたずらな不安や偏見を払拭するため、児童生徒の発達段階や実態に応じ、エイズの知識についての正しい教育を行います。

c. 社会教育

社会教育諸学級や各種団体などにおいて、エイズに対する正しい知識の普及を図るため、学習機会の充実と情報の提供を行います。

啓発

a. テレビ・ラジオ・新聞・ポスター等を活用した広報活動や研修会を開催するとともに、企業や団体等の研修会及び各種学校等への講師の派遣などを通じて、エイズに対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

b. 世界エイズデーを中心としたキャンペーンやレッドリボン運動の普及に取り組みます。

高知県エイズ対策協議会 (昭和62年2月28日設置)

患者及び感染者の人権問題やエイズ拠点病院の診療体制の充実など総合的なエイズ対応について検討する県の諮問機関です。

世界エイズデー

WHO（世界保健機構）は、1988年に世界的レベルでのエイズ蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。1996年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

我が国においても12月1日を中心にエイズについて正しい知識を身につけてもらうためのキャンペーン活動を開催しています。

企業等に期待する取り組み

エイズに対する正しい認識を深め、雇用や企業活動などにおいて、差別や偏見のない取り組みを期待します。

県や市町村等が実施するエイズに関する講演会や研修会への積極的な参加と協力

エイズに対する正しい知識を深めるための研修など、職場における積極的な取り組み

県民に期待する取り組み

エイズに対する正しい認識を深め、差別や偏見をなくしていく取り組みを期待します。

県や市町村等が実施するエイズに関する講演会や研修会への積極的な参加と協力

レッドリボン運動などへの参加

ストップエイズキャンペーン

地域住民に対してエイズに関する正しい知識の浸透を図るために実施する事業で、各種のメディア等を活用し、地域住民に幅広く普及するよう啓発活動などを行っています。

レッドリボン運動

エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンをつける運動ですが、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンをつけたことに由来しています。

(7)外国人

国際化の進展とともに、人々の交流も活発化し、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。多くは、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が充分でないことに起因するものですが、人種、民族、国籍などに対する固定的なものが見方が人権侵害につながる場合もあります。

様々な国の文化などの「違い」を「違い」として認めるとともに、人間としての共通性や共感する心への理解を深めることが、一人ひとりの人間が互いに信頼し合うことのできる社会の実現にもつながります。

特に、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国の人々については、歴史的経緯等に関する県民の認識が充分ではないと思われることから、アジアの人々との草の根交流を進め、相互理解を深める中で、人権尊重の意識づくりに取り組む必要があります。

【現状と課題】

現在、県内には約2,500人の外国人が暮らしており、国籍別に見ると韓国・朝鮮籍が約820人と最も多く中国籍約600人、フィリピン籍約430人、インドネシア籍約110人と続き、約50か国の人々が本県に在住しています。

韓国・朝鮮籍の人々の大半は第二次世界大戦以前から様々な経緯で日本で暮らし始め、その後も引き続き日本に在留している人々及びその子孫です。

また、近年では、留学・研修・興業及び国際業務など様々な目的で県内で生活している外国人が増加して

います。

こうした傾向は今後ますます進むと考えられ、外国人にとっても暮らしやすいと感じてもらえる県づくりを目指して、地域における国際化を推進する必要があります。

こうした観点から、本県では、(財)高知県国際交流協会を中心に、国際理解のためのイベントなどの開催、外国人のための日本語講座、相談業務のほか、国際交流ボランティアバンクの運営等を行っています。また、外国人を会員とする「こうちくらぶ」を平成8年度に設立し、会員の意見を様々な行政分野に生かす運営を目指しています。

しかし、県内在住外国人の人権を尊重するための施策については充分と言えない面もあり、今後は、県民の意識啓発を一層進め、外国人に対する差別や偏見のない地域社会をつくっていく必要があります。

こうちくらぶ

高知県に在住する外国人及び本県に暮らしたことがあるなど、本県と縁の深い海外の外国人を会員とする国際ネットワーク組織として、平成8年7月に設立。県内活動では、会員の意見・提言を反映した外国人にも暮らしやすい地域づくりや、国際交流の拡がりを目指した取り組みを進めています。

<人権尊重の取り組みや人権侵害>

人種、民族、国籍や文化の違いによって、その人を侮辱したり、排除したりすることは人権侵害です。

一般的には、欧米諸国に比較してアジアの国の方々を軽視する傾向も見られますが、これは、アジア地域に対する理解が不十分なことにより、アジアの国の人々の人権に無理解な行動や態度につながっています。

日本人は、日本人以外の人々を区別するとき「ガイジン」という言葉を使いますが、日本人が国外に出たときには「ガイジン」ではなく「日本人」と呼ばれます。肌の色、言葉、考え方の違いによって偏見や差別心を持つのではなく、「違い」を「違い」として認めるとともに、一つの地球で生活していく人間としての共通性や共感する心を大切にすることが、一人ひとりの人間が尊重され、互いに信頼し合うことができる社会づくりにつながっていくのではないのでしょうか。

外国からの留学生などが住居提供を断られるといったことは、外国人に対する誤った意識や偏見によるものと考えられます。

「こうちくらぶ」の活動の中で人権問題を取りあげるなど、すべての人々の人権が尊重される社会づくりのために積極的な取り組みを進めています。

(財)高知県国際交流協会

文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2年11月設立。

民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。

【今後の取り組み】

県の取り組み

「高知県国際交流推進ビジョン」(平成7年3月策定)などにに基づき、外国人との交流を中心とした教育・啓発を推進し、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図ります。

教育

学校教育や社会教育において、国際理解教育を推進します。

特に、韓国や中国等のアジアの近隣諸国については、わが国との歴史的経緯を踏まえた理解を深めていきます。

a. 就学前教育

外国の文化や習慣等に触れながら、互いに尊重し合う心や態度を育てる教育・保育を推進します。

b.学校教育

国際理解教育を通して、広い視野を持ち、異文化や人間としての共通性を理解するとともに、これを尊重する態度やともに協調して生きる態度の育成に努めます。

c.社会教育

国際交流員制度などを活用した、地域レベルでの国際交流を促進し、人権意識の高揚を図ります。

高知県国際交流推進ビジョンの基本方針 (抜粋)

- 1.国際化にふさわしい人づくり
学校における国際理解教育の推進
県民の国際意識の高揚
アジア地域の理解促進
- 2.国際化に対応した地域づくり
- 3.地域活性化に向けたローカル色ある国際交流活動の推進
- 4.地域に根ざした国際交流活動の推進
- 5.国際交流推進のための基盤整備

啓発

本県の在住外国人と県民との交流を推進し、国際理解を通じて人権尊重の啓発を行います。

a 国際交流フェアの開催や国際交流サロンの開設など、県民が気軽に参加できる交流の場を設け、国際的な人権感覚と意識の高揚を図ります。

特に、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国と日本との関係や、在日韓国・朝鮮の人々の置かれてきた歴史的経緯について、県民の理解を深めます。

b 相談窓口によせられる人権問題についての情報や事例を、関係機関や県民への啓発に生かします。

国際交流フェア

10月6日の「国際協力の日」にちなんで、県内の民間国際交流団体が協力して、交流イベントを集中的に実施します。在住外国人と県民が身近にふれあう機会をもつことで国際理解を深め、互いに尊重する意識を養う場とします。

国際交流サロン

国際交流員が中国文化サロン、韓国文化サロン等、比較的紹介される機会の少なかった国の文化などを紹介します。国際交流員と直接文化や習慣などについて語り合う中で、相互理解を深め、幅広い国際感覚を養うものです。

異文化講座

海外からの留学生が講師となって自国の文化を紹介します。

県内にはアジア地域からの留学生が多く住んでいます。この留学生を市町村や企業等に講師として派遣し、アジア各国の文化にふれる機会をつくります。

外国人相談窓口

(財)国際交流協会では、外国人からのさまざまな相談や問い合わせに対応しており、特に「こうちくらぶ」会員等から質問の多い、日本の運転免許への切替、在留資格の更新等については、平成10年度より関係機関の協力を得て、特別相談も実施することになっています。

企業等に期待する取り組み

海外からの研修生の受け入れなどに際し、相手国と対等なパートナーシップに立った取り組みを期待します。また、自主的な国際交流・国際協力への参加を期待します。

研修の趣旨を尊重した受け入れと職場環境づくり

国際交流フェアへの積極的な参加

異文化講座への参加によるアジア諸国への理解

県民に期待する取り組み

諸外国の文化・人権などを尊重した国際交流・国際協力への参加や自主的な草の根交流活動への参加を期待します。

また、地域社会の中で外国人との自然な交流が可能となるよう、日常の暮らしを通じた交流にも期待します。さらに、若者の国際理解の場への積極的な参加も期待します。

国際交流フェア、国際交流サロンなど、在住外国人とのふれあいの場への参加

ホームステイなどの国際交流ボランティア活動への参加

青年海外協力隊や世界青年の船などの交流事業への参加

青年海外協力隊

国際協力事業団が実施する国の事業で、自分の持っている技術や経験を生かし、開発途上国の人々のために協力したいという強い意志を持った青年を海外に派遣し、現地の人々と共に生活しながら開発途上国の国づくりに協力していく事業です。

世界青年の船

総務庁が行う青少年国際交流事業の一つで、日本と世界各国の青年の交流を通し、相互理解、友好を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を育てる事を目的とした事業ですが、この他にも、東南アジア青年の船、航空機による青年の海外派遣などもあります。

2. 人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育

人権が尊重される社会を築いていくためには、県民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、公務員、教育職員、福祉関係職員、医療関係職員など、人権に関わりが深く、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められる職員に対する人権教育を充実する必要があります。

公務員に対する研修

人権に関する研修内容の充実を図るとともに、各職場における自主的な研修を促進するため、実践力のある指導的な役割を担うリーダー職員を養成します。

公務員

公務員には、人権問題の解決に向け積極的に取り組むなど、人権尊重の社会を実現するために先導的な役割を果たすことが求められており、職員一人ひとりが公務員として必要な人権感覚を身につけ、人権の視点に立って職務を行うことが必要です。

特に、日常業務において、公権力の行使に係わる職員や県民と接する機会の多い職員、社会的に弱い立場におかれている人たちと接する機会の多い職員などは、職務の内容に応じたきめ細かな人権感覚を身につけて職務に従事することが必要です。

教育職員に対する研修

教育職員の経験段階に応じた研修や職責に応じた専門的な研修、自己啓発的研修を促す研修内容や研修方法を充実します。

また、大学や各種学校の教育職員に対する人権教育が実施されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

教育職員

児童生徒の学力の向上や健全な育成を図るとともに、児童生徒の人権を擁護すべき立場にある教育職員には、豊かな人間性や幅広い教養、児童生徒を直接指導する実践力、保護者との連携協力といった資質能力が求められていますが、それらの基礎となるのが人権問題に対する深い認識に基づく豊かな人権意識です。

警察職員に対する研修

警察学校及び各職場において、人権尊重の精神を養うための教育を推進します。

警察職員

個人の生命や財産を保護し、公共安全と秩序の維持に当たることを責務としている警察職員は、常に地域住民の人権に配慮して職務に従事することが求められています。

特に被疑者、被留置者、被害者、子ども、高齢者、外国人等の人権を尊重することが重要です。

消防職員に対する研修

高知県消防学校や職場において、高齢者及び障害者など、地域住民の状況に対応した消防防災活動のための教育を充実します。

消防職員

地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防職員は、常に人権に配慮して職務を行うことが重要です。

福祉関係職員に対する研修

福祉関係職員を対象とした研修会や職場において、人権意識の普及・高揚を図るための研修を充実します。

福祉関係職員

子ども、高齢者、障害者など、ともすれば人権侵害を受けやすい社会的に弱い立場にある人たちと接する機会が多いケースワーカー、民生委員、児童委員、保育士、訪問介護員（ホームヘルパー）、社会福祉施設職員等は、それぞれが人権が尊重される社会の実現に深い関わりを持っている職務の担い手であることを自覚し、常に人権意識を持って職務に従事することが必要です。

医療関係職員に対する研修

県が主催する医療関係職員を対象とした研修会や県立の看護婦等養成機関における人権教育を充実します。

また、国公立や民間の医療関係機関などでの人権教育が充実されるよう、関係機関等への働きかけを行っていきます。

医療関係職員

県民の生命に直接関わる医療の業務に携わる医師、看護婦（看護師）等の医療関係者は、常に患者の人権を尊重して職務に従事することが重要です。

第4章 計画の推進

- (1) 県は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図り、この行動計画に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。
- (2) 人権に関する教育や啓発活動を行っている県の関係機関等の取り組みを充実・強化します。

(財)高知県人権啓発センター

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のため、各種の啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修会への講師派遣事業などを実施しています。

- (3) 人権問題の解決に取り組む市町村や団体、NPO等に対する指導・助言・支援を行うとともに、県民の自発的な取り組みを支援します。

NPO(Non-Profit-Organization)

直訳すると「非営利組織(団体)」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する民間団体(非営利)であり、また行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある。」といった特徴を持った組織の略称です。

NPOは、アメリカの法人制度と税制優遇制度を背景にして生まれてきた言葉です。

NGO(Non-Governmental-Organization)

NGOとは「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、NPOと同様に「非営利」であることが条件となります。

営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり非政府であるという点では同じものを指していると言え、アメリカではほとんど同じ意味に使われています。

- (4) この行動計画を実効あるものとするため、人権教育・啓発活動の実施状況や効果等について定期的に点検を行うとともに、今後の社会情勢等の変化なども踏まえ、必要に応じて、本行動計画を見直すこととします。